

e-コレクト®各規約の改定に関するご案内（告知）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社はe-コレクト基本規約（以下『基本規約』と言います）とe-コレクトカード加盟店規約（以下『カード規約』と言います）を改定いたします。下記の通りご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

未筆ではございますが、貴店のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具

記

1、規約改定施行日 2019年6月10日（月）

2、主な変更内容

加盟店様が運送人に支払うべき運送代金について、万が一期限の利益を喪失する事象が発生した場合、佐川フィナンシャル株式会社が加盟店様へ以降振込を予定する精算後金額を保留または拒絶した金額を上限として当該運送代金を連帯保証いたします。下記内容をご確認いただき、改定後の規約全文につきましては下記 URL よりご参照下さい。

(<https://www.sg-financial.co.jp/wp-content/uploads/2019/05/agreement.pdf>)

3、規約の改定内容詳細

改定区分	主な改定内容	該当条項
1 改定	精算後金額の支払いを留保又は拒絶することができる事項とその期間の明確化致しました。	基本規約第8条 (精算後金額の支払)
2 改定	顧客の事情により商品の引渡しができなかった場合の保管期間を修正致しました。	基本規約第11条 (返送)
3 新設	佐川フィナンシャル（株）が、加盟店様から保証の委託を受けて、加盟店様が運送人に対して支払うべき運送代金債務を、第8条4項にて保留又は拒絶した金額を上限として連帯保証する旨を定めま す（保証債務） また、上記運送人への保証履行時に発生する求償権と精算後金額とを相殺もしくは控除できる対象と致しました。	基本規約第15条 (保証債務)
4 新設	加盟店の佐川フィナンシャル（株）及び運送人に対する債務について、期限の利益喪失となる事項を明確化致しました。	基本規約第20条 (期限の利益喪失)

※本基本規約の変更に伴いカード規約上に記載されている基本規約条項番号に変更がございます。

【本件につきましてのお問い合わせ】は下記にてご連絡くださいますようお願いいたします。

e-mail : e-collect_sgf@sg-financial.co.jp

以上